

る。藩は、新しい株仲間の公認で、殖産興業の振興と財政増収を計ろうとした。

小倉藩では、この酒造株のほかに、株仲間の仲間株として、主なものに醤油株・酢製造株・質屋株・薬種株などがあった。

天保十二年（一八四二）、幕府は、株仲間の独占が物価騰貴になる、という理由で、株仲間の解散令を発した。西国諸藩の多くは、この幕令に抵触して株仲間を存続させたが、譜代であった小倉小笠原藩はこれに従い、株仲間と運上銀制を廃止した。翌十三年からは酒造株制は廃止され、酒造稼の名目となり、同十四年には酒造家の名前調査が行われた。

小倉藩では、運上銀制にかわるものとして冥加銀制を早速導入した。

同十三年に、領内の酒造業者一〇四人が、運上銀ではなく、冥加銀一二貫四〇目を藩庫に上納するようになったのは、このような経緯によるものであった。嘉永四年（一八五二）、幕府は、株仲間の再興令を出し、小倉藩でも株仲間と運上銀制が復活したが、明治五年（一八七二）、ついに明治新政府は、株仲間の解散を命じ、小倉藩でも株仲間と運上銀制が消滅した。

二 菜種子の生産と流通

(一) 菜種子の生産と集荷

特産地犀川

江戸時代、犀川地域は、豊かな菜種子の生産地帯であった。「あぶらな」の種子から採取した菜種油は、食用油として、また、灯火用油として貴重な生活必需品であった。菜種の原料である菜種子は、農村地帯にとって重要な商品的農業作物の一

つであった。小倉藩の中で、仲津郡は、菜種子の生産が盛んな地域であるが、郡内五手永のうち、とりわけ節丸手永は、生産量が多かった。

天保二年（一八三一）の「長井手永大庄屋日記」に、

覚

(天保二年) 卯年

一、菜種子式拾石

内

一、拾四石

一、八斗

一、式石七斗

一、式石

一、五斗

郡 辻

節丸手永

平嶋手永

長井手永

国作手永

元永手永

右の通割合書付差上申候、宜御取計下さるべく候、右其意を得べく此の如く候、以上

六月廿八日

(元永手永大庄屋) 元永良右衛門

(國作手永大庄屋) 森 貞右衛門様

(長井手永大庄屋) 長 井 覚七様

(平嶋手永大庄屋) 平嶋勝左衛門様

(節丸手永大庄屋) 節丸元左衛門様

とある。藩は、菜種子の生産確保と奨励のため、領内の六郡に生産目

標高を提示した。仲津郡の目標高は二〇石で、それを郡内の五手永に割り当てたものが、この「覚」である。これによると、節丸手永が一四石と、一番多く、七〇石を占め、次に、長井手永が二石七斗で、一三・五

生産者	郡地買集座	積出港	船名	船頭	送り先(大坂種子座)
3人	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
4	〃	〃	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃
25					
記載なし	記載なし	養嶋浦	幸福丸	繁蔵	大坂北浜2丁目大穀屋治郎兵衛
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
1	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
1	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃
1	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃
15					
記載なし	今井村清市	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
記載なし	今井村清市	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
記載なし	今井村清市	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

(長井手永文書による)

第4章 近 世

第54表 長井・節丸手永の菜種子の生産と流通

手永年代	村 名	作 り 高	蒔種子畝	種 座 売 渡 高	買 集 種 座	
長 井	文政12 (一八二九)	大 坂	石斗升合勺 0.1.5.9.0	斗升合 0.0.6	石斗升合勺 0.1.5.3.0	崎山村仁七
		崎 山	0.2.9.0.0	0.0.9	0.2.8.1.0	〃
		喜多良	1.7.0.3.0	0.5.2	1.6.5.1.0	〃
		鑑 畑	0.9.3.5.0	0.2.0	0.9.1.5.0	〃
		計	3.0.8.8.0	0.8.7	3.0.0.0.0	
	天保8 (一八三七)	花 熊	0.0.6.5.0	0.0.5	0.0.6.0.0	崎山村仁七
		崎 山	0.3.7.0.0	0.1.0	0.3.6.0.0	〃
		喜多良	0.1.1.2.0	0.1.2	0.1.0.0.0	〃
		鑑 畑	0.1.0.7.0	0.0.7	0.1.0.0.0	〃
		古 川	0.2.0.0.0	0.2.0	0.1.8.0.0	〃
	計	0.8.5.4.0	0.5.4	8.0.0.0		
	嘉永6 (一八五三)	大 村	0.3.0.2.0	0.0.5	0.2.9.7.0	統命院村三右衛門
		崎 山	0.2.0.4.0	0.0.4	0.2.0.0	〃
		喜多良	1.9.9.0.0	0.9.0	1.9.0.0	〃
		鑑 畑	0.3.1.3.0	0.0.5	0.3.0.8	〃
古 川		0.9.2.4.0	0.1.4	0.9.1.0	〃	
八ッ溝	0.6.5.0.0	0.1.0	0.6.4.0	〃		
計	4.3.8.3.0	1.2.8	4.2.5.5			
井	文久2 (一八六二)	崎 山	0.6.7.5.5	0.6.1	0.6.1.4.5	崎山村健七
		喜多良	1.3.6.7.0	1.2.0	1.2.4.7.0	〃
		鑑 畑	0.7.0.4.0	0.6.4	0.6.4.0.0	〃
		古 川	0.1.5.3.0	—	0.1.5.3.0	〃
		統命院	0.0.5.2.3	—	0.0.5.2.3	〃
		久 富	0.2.4.2.0	0.2.0	0.2.2.2.0	〃
		柳 瀬	0.0.9.7.0	—	0.0.9.7.0	〃
計	3.2.9.0.8	2.6.5	3.0.2.5.8			
元 治 元	元 治 元	崎 山	0.0.9.7.0	0.0.5	0.0.9.0.0	記載なし
		喜多良	0.5.3.0.0	0.3.0	0.5.0.0.0	〃
		鑑 畑	0.6.5.0.0	0.4.0	0.6.1.0.0	〃
計	1.2.7.7.0	0.7.5	1.2.0.0.0			
節 丸	節 丸 (一八六四)	帆 柱	3.3.0.0.0	1.3.0	3.1.7.0.0	記載なし
		扇 谷	1.1.8.0.0	0.5.0	1.1.3.0.0	〃
		上伊良原	5.5.6.0.0	3.6.0	5.2.0.0.0	〃
		下伊良原	4.2.2.0.0	2.5.0	3.9.7.0.0	〃
		横 瀬	0.5.6.0.0	0.3.0	0.5.3.0.0	〃
		計	14.8.2.0.0	8.2.0	14.0.0.0.0	

穀を占め、犀川町域を主体とする両手永が、合わせて八三・五割の生産目標高を割りつけられている。すなわち、犀川地域は、主要な菜種子生産地帯と目されていたのである。

第54表は、一九世紀中ごろの長井・節丸手永の菜種子の生産と流通を表にしたものである。犀川町域のうち、文政十二年（一八二九）・天保八年（一八三七）・嘉永六年（一八五三）・文久二年（一八六二）・元治元年（一八六四）の、五年の長井手永の菜種子生産高は、平均二石五斗八升で、前述の生産目標高二石七斗に近く、元治元年の節丸手永の生産高は一四石八斗二升で、目標高の一四石を少しオーバーしている。

嘉永七年、幕府は、菜種子の大坂登せ量を確認するため諸国に作付高を報告させた。その報告によると、同年の長井手永の菜種子作付面積は、生産者一八人で七反五畝二〇歩であった（長井大庄屋「長井手永大庄屋日記」）。

菜種子座と手紋札

農家で生産された菜種子は、その生産地の手永ごとに、地元の菜種子座によって買い付けられた。「長井手永大庄屋日記」嘉永六年六月の条に、次のような「覚」がある。

覚

- 一、上菜種考升ニ付 代札百文
- 一、下 同 考升ニ付 代九拾文

右の通菜種買上直段書付、差上申候、以上

丑六月

長井手永菜種座

統命院村

二右衛門

同村庄屋

賢 六



現在の菜種栽培

右の通相調子、書付差上申候

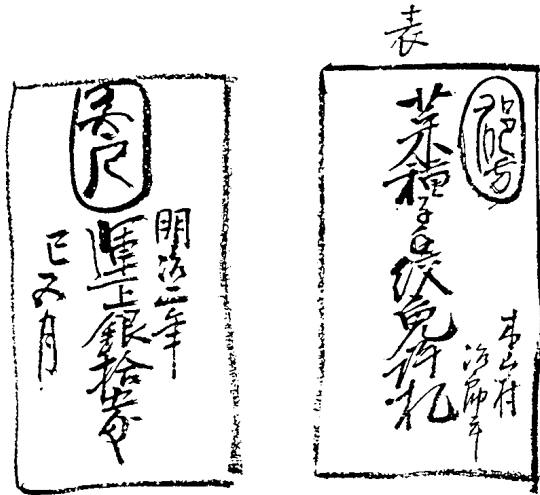
三宅田司様

長井磯七

長井手永の菜種子は、上菜種子が一升につき一〇〇文、下菜種子が九〇文で統命院村の菜種子座三右衛門によって買い付けられている。菜種子座によって集荷された菜種子は、地元てつばのこまほしやくに手絞板場職てしぼりいたほしやくがいる場合は、その一部が板場職によって菜種油に製品化され、油槽は肥料として活用された。

明治二年（一八六九）五月、長井手永の木山村治郎平は、藩より「菜種子手絞免許札」の許可を受け、地元で菜種子の手絞りを始めた。板場職としての営業権を獲得した治郎平は、その営業税として運上銀一五匁

菜種子手絞免許札



を藩へ上納した。

(二) 菜種子の流通機構

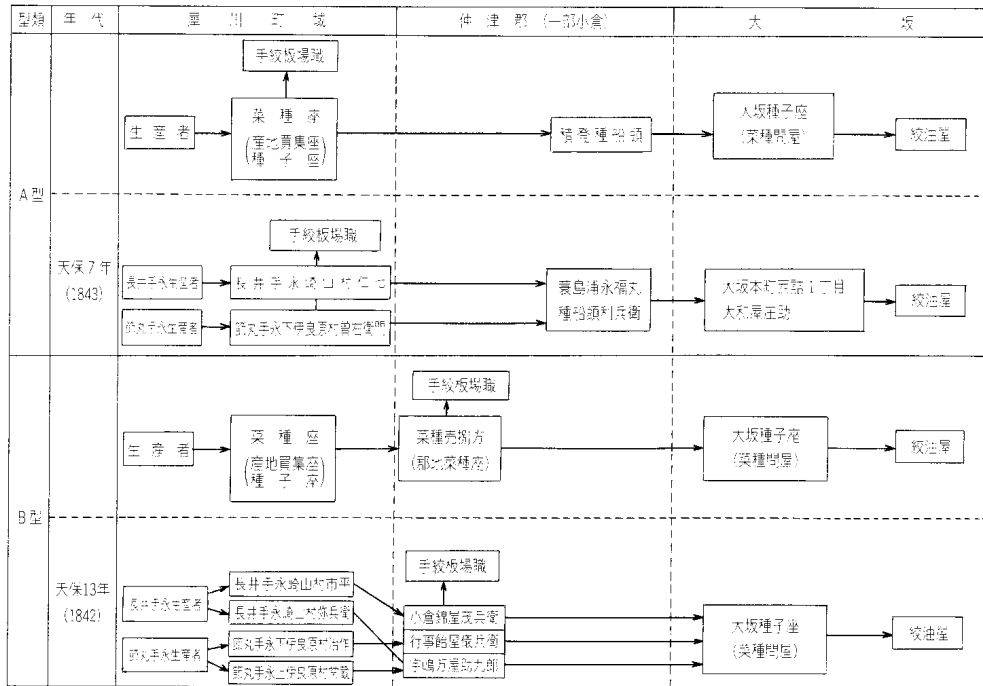
地売り大 第12図は、菜種子の流通機構を図式化したもので、A坂積み登せ 型とB型の、主として二つの流通ルートがあった。

まず、天保七年（一八三六）の例を基に、A型について見てみよう。岸川町域のうち、長井手永の村々で生産された菜種子は、蒔種子田分まきたねわかれぶんを除いた四石八斗七升二合六勺が菜種子座崎山村仁七に買い集められた。仁七は、そのうちの二石四斗三升六合三勺を手絞り分として地売りし、残りの二石四斗三升六合三勺を養島浦の積登種船頭利兵衛の元へ寄せた。他方、節丸手永の菜種子は、蒔種子田分を除いた五石五斗が菜種子座下伊良原村曾右衛門に買い集められた。曾右衛門は、そのうちの二石七斗五升を手絞り分として板場職に売り、残りの二石七斗五升を船頭利兵衛の元へ預けた。こうして利兵衛の元に集荷された仲津郡の菜種子は、永福丸に積み込まれ、大坂の種子座（菜種問屋）大和屋庄助へ売り渡された。大和屋庄助は、各地から集荷した菜種子を絞油屋へ売却、製品化された菜種油は食用油として、あるいは灯火用油として消費者の手に渡った。

産物会所と 次に、天保十三年の例を基に、B型の流通ルートを見
菜種売捌方 てみよう。

天保十一年、小倉藩は、年貢米収納事務に関する「御改法」を發布するとともに、小倉城下宝町一丁目産物会所を設置し、領内諸産物及び残米の売買を館屋と万屋まんやに請け負わせた。田川・京都・仲津の三郡は行事の館屋、築城・上毛の二郡は宇島うのしまの方屋かたが取り扱うようになった。

第12図 菜種子の流通機構



「長井手永大庄屋日記」天保十四年八月六日の条に、同十一年の仲津郡の菜種子の集荷・売却に関する記事が見える。

去子年
(天保十一年)

仲津郡

一、菜種作高拾八石八斗式升

稲童村・松原村・真菰村
有久村・上坂村・崎山村
柳瀬村・喜多良村・鎧畑村
上伊良原村・下伊良原村・帆柱村
扇谷村

内

一、七斗式升

蒔種ニ田置候分

一、三石

手紋ニ仕候分

残拾五石壹斗

内

一、四石式斗

小倉綿屋茂兵衛へ売渡申候

一、四斗

飴屋儀兵衛江売渡申候

一、拾石五斗

万屋助九郎江売渡申候

(天保十四年)
卯七月

さらに、同日記天保十四年七月十九日の条に、同十三年の仲津郡の菜種子の集荷・売却に関する「覚」がある。

覚

国作手永

大橋村

一、菜種子三石

(天保十三年)

勘七

但、去寅年買集、手紋仕申候

長井手永

崎山村

一、同五石 弥兵衛

但、去寅年買集、万屋助九郎へ売渡申候

同 村 市 平

一、同四石式斗

但、右同断、小倉綿屋茂兵衛へ売渡申候

節 丸 手 永 市 平

一、同四斗

但、去寅年買集、飴屋儀兵衛江売渡申候

下いら原村 治 作

一、同五石五斗

但、右同断、万屋助九郎へ売渡申候

上いら原村 常 藏

（天保十四年）
卯七月

天保十一年の産物会所設置後、長井手永で生産された菜種子は、崎山村市平の集荷分が小倉の綿屋茂兵衛へ売り渡され、崎山村弥兵衛の集荷分が宇島の万屋助九郎へ売り渡された。他方、節丸手永の菜種子は、下伊良原村治作の集荷分が行事の飴屋儀兵衛へ売り渡され、上伊良原村常藏の集荷分が宇島の万屋助九郎へ売り渡された。こうして、領内の菜種子を買集め綿屋・飴屋・万屋らの菜種売捌方は、それぞれの持ち船で、大坂の菜種問屋へ菜種子を回送した。

小倉藩には、前述の「株仲間」のほかに、菜種子座や炭材木座・綿実座・綿実買集座・牛馬皮買座などの「座」があった。これらの座のうちで、最も発達していた座が油座で、種油・鯨油・胡麻油・白胡麻油などの油種によって卸売・受売・小売などの分科があった。

天保十二年、幕府の株仲間解散令により、小倉藩の座も株仲間と同じように名目上廃止された。その後、嘉永四年（一八五二）の株仲間再興令で、小倉藩の座は復活したが、明治五年（一八七二）、明治新政府の株仲間解散令で、ついに豊津藩の座は株仲間とともに消滅した。

三 榎実の生産と生蠟の流通

国産奨励と専売制

榎の実は、生蠟を取り、灯火用の和ろうそくや髻付け油の原料として重用された。犀川町域は、榎の実の特産地であった。榎の実を絞って生蠟を取る作業を板場（蠟板場）といった。町域には、板場や榎実仲買人がいて、生蠟の町域自給と榎実の域外移出が行われた。

藩は、領内で生産される榎実・菜種子・楮などの農作物や生蠟・菜種油などの加工商品を専売化し、国産奨励を推進した。

寛政六年（一七九四）、勝手方引請家老犬甘兵衛知寛は、藩財政再建のため、「御建替仕法」を発し、年貢増徴と農村商品作物の奨励を行った。本百姓の出夫や諸掛かりものを高割りから軒割りに改め、無高・遊民・職人・商人にまでこれらを賦課した。小作人に増作を奨励し、職人・商人・医師・後家にも耕作を義務づけ、これに従わない者は免許札を取り上げた。殖産興業としては、榎の栽培を指導し、奨励した（『北九州の歴史』）。これらの諸策で、窮乏化した藩財政は立ち直り、藩庫は充実したが、苛酷な年貢増徴で農村は疲弊し、荒廃した。

文政十年（一八二七）、藩は、田川郡赤池村に国産会所を新設し、生蠟・楮・鶏卵など二三品目を指定して集荷・販売した。この国産仕組で